

開進町分譲地申込要領

1 分譲区画

- (1) 分譲区画は、1区画です。
- (2) 区画図と価格表を確認のうえ、申込書に記入してください。

2 申込資格要件

- (1) 申込者が寿都町在住者かは問いませんが、自ら居住する住宅を建設するために土地を必要とする方
- (2) 土地売買契約締結の日から3年以内に住宅を建築し、入居が可能な方
- (3) 寿都町税及び税外収入金等の未納がない方（申込時の前年度までの分）
- (4) 契約締結日から60日以内に土地売買代金を納入できる方
ただし、次に該当する方は申し込みができません。
 - ① 不動産の取引を業としている者
 - ② 投機（転売）を目的とする者
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項の各号に規定する暴力団等の事務所の用に供しようとする者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する寿都町の職員

3 申込方法

- (1) 申込先
 - ① 申込期間：随時受付中（申込順で決定します）
 - ② 申込場所：寿都町役場総務財政課管財係
※土・日を除く、午前8時40分から午後5時25分まで
- (2) 提出書類
 - ① 開進町分譲地申込書
 - ② 住民票（居住予定者全員がわかるもので、発行日から1か月以内のもの）
 - ③ 同意書（町税等の未納調査）
- (3) 申込の注意事項

- ① 提出書類は必ず本人か家族が持参して下さい。なお、郵送及び電話等による申し込みは原則受け付けいたしません。
- ② 記載事項に事実と相違することがあるときは、申し込みが無効になる場合があります。
- ③ 申込受付後、土地分譲が決定した場合は別途文書により通知します。

4 契約手続き

土地売買契約は、決定通知日から7日以内（土曜日及び日曜日を含む。）に契約手続きを行い、契約締結時に契約保証金として契約金額の10%以上を納入しなければなりません。土地売買代金については、契約締結時から60日以内に納入しなければなりません。なお、契約保証金を売買代金へ充当することができますので、希望される場合は別紙「土地売買契約保証金充当申出書」を提出してください。

5 土地の引き渡し及び所有権移転登記

- (1) 土地の引き渡しは、土地売買代金完納後とします。
- (2) 所有権移転登記は、土地の引き渡し後に町が行います。なお、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担になります。

6 その他

- (1) 所有権移転登記後に土地に課税される公租公課は、買受人の負担になります。
- (2) 分譲地敷地内の道路工事を令和3年6月下旬から令和3年8月下旬にかけて行う予定です。
- (3) その他ご不明な点は、寿都町役場総務財政課管財係までお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ先

〒048-0406

北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1

寿都町役場総務財政課管財係

電 話 0136-62-2512

FAX 0136-62-3431